

令和2年4月10日

学生の皆さんへ

宮崎学園短期大学
学長 宗和太郎

新型コロナウイルス感染防止に向けて

先日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、内閣総理大臣から緊急事態宣言が行われたことは学生の皆さんもご存じのとおりです。本学でも、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として臨時休業としておりますが、緊急事態宣言の出された都府県はもとより県内でも感染拡大傾向にあり、今後が大変懸念されるところです。

このような中、学生の皆さんや皆さんの大切な方々の健康や命、職業そして将来を守るためにも、一人一人が十分に配慮しながら毎日を過ごして欲しいと願っています。

どうか他人事だと思わず、下記の事柄に十分留意して感染リスクを避け、感染経路を絶つ行動をお願いします。

記

- 1 日頃から手洗いや咳エチケットを徹底し、検温等により体調の管理に努めると同時に、日頃から三密を避けるよう意識して行動すること。
- 2 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事に心がけること。
- 3 緊急事態宣言が行われたことにより感染拡大警戒地域から帰省している者も少なくない。このような地域からの帰省者に罹患者がいらないとは限らないため、可能な限り帰省者との不要不急の接触は避けること。
- 4 海外や大都市圏等の感染拡大警戒地域への旅行は避けることはもとより、自らの行動範囲を絞り込む、不要不急の外出は極力避ける、などの対策を講じること。
- 5 屋内遊技場やカラオケをはじめ密閉された空間、多くの人が集まる場所への訪問やそのような場所でのアルバイトは厳に慎むこと。
- 6 風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がある場合には、症状がなくなるまで自宅で休養すること。また、味覚・臭覚に異常を感じるなどの症状がある場合には保健所へ連絡を行い適切な指示を仰ぐとともに、本学へも連絡すること。